

## 会社清算手続きに関する書類と提出先

以下は会社清算手続きの実施ステップごとの書類リストとなる。地方により、書類名或いは順番が異なるため、清算手続きを実施する前に、地方の役所に確認する必要がある。

| ステップ | 項目   | 提出書類  | 提出先   |
|------|--|---|---|
| 1    | 会社清算に関する決定書の各当局への届出                                  | 1. 会社清算決定書<br>2. 会社の清算に関する議事録の真正な写し（2名以上有限責任会社の場合は社員総会議事録、株式会社の場合は株主総会議事録、組合の場合は無限責任組合員の議事録）<br>3. 会社清算通知書<br>4. 債務整理計画書（債務がある場合） | 1. 地方税務署<br>2. 地方計画投資局または工業団地管理委員会<br>3. 地方労働局<br>4. 地方保険機関<br>5. 地方関税局<br>6. 債権者、利害関係者および労働者全員 |
| 2    | 会社清算決定書を国家企業情報ポータルサイトに掲載                             | 1. 会社清算決定書<br>2. 企業が未返済財務義務を残存している場合、財務義務処理の計画案   | 企業登録部   |
| 3.   | 会社の債務の処理、資産の清算                                       |   |   |
| 3.a  | 各給与債務、退職手当ならびに結済みの集団労働協約および労働契約に基づく労働者のその他の各権利・利益の弁済 | 労働者に対する義務の清算の記録書  | 所有者による社内保管  |
| 3b.  | 社会保険の債務清算  | 1. 未支払い社会保険の納付<br>2. 社会保険納付義務完了確認依頼書の社会保険機関への提出<br>3. 労働者の社会保険参加期間確認証の返却  | 社会保険機関<br>（納付義務等完了後、社会保険機関から社会保険納付義務完了の確認書を取得する）  |
| 3c.  | 企業清算に関する税務の決算  | 1. 税務決算申告書（会社により異なる。例：法人税、環境保護税、資源税等）<br>2. 清算時までの監査済決算書<br>3. 税務決算に関する資料（例：免税に関する資料、運営・生産についての結果等）                               | 税務局   |

| ステップ | 項目                        | 提出書類   | 提出先                                    |
|------|---------------------------|--|--|
|      |                           | <p>4. 税コードの証明書（原本、あれば）</p> <p>5. 税金還付の申請書（あれば）：税金還付依頼書および清算決定書、以下の決算書類（税務決算申告書、清算時までの監査済決算書、税務決算に関する資料、税コードの証明書）。</p> <p>書類が異なるため、手続きを実施する前には、地方の役所に確認する必要がある。</p>   |  |
| 3.d  | インボイス抹消手続                 | <p>1. 管理者および会計を含むインボイス抹消実施の為の委員会設置の決定書</p> <p>2. インボイス抹消の一覧表：インボイスの宛名、記号、数量（第…番から第…番まで、もししくは番号が連番ではない場合、インボイスの番号を明確に記入する）</p> <p>3. インボイス抹消の記録書</p> <p>4. インボイス抹消後の申告書<br/>インボイスの種類、記号、数量、抹消理由、抹消実施の日時、抹消方法の記入が必要。</p> | <p>1～3：所有者による社内保管</p> <p>4：税務機関に提出</p> |
| 3e.  | 通関書類                      | <p>1. 税関総局への税金納付義務の履行</p> <p>2. 税金納付義務完了の確認依頼書</p>   | 税関総局                                   |
| 3.f  | 各種契約書、財務義務の解約、未履行の債務の履行手続 | 契約の解約書   | 所有者による社内保管                             |
| 3.g  | 資産の清算                     | <p>1. 資産リスト</p> <p>2. 資産売却の議事録</p> <p>3. 資産売却執行委員会の設置決定および執行委員会の権利・義務の資料</p> <p>4. 土地・建物の賃貸契約の解約書</p>  | 所有者による社内保管                             |
| 4    | 外国人労働者に関する手続              | <p>1. 労働許可証の返却依頼書</p> <p>2. 労働許可証（原本）</p>  | 地方労働局                                  |

| ステップ | 項目   | 提出書類  | 提出先  |
|------|--|---|--|
| 5    | 地域公安署への社印返却<br>(2005年旧企業法に基づく公安署で発行された印鑑の場合(旧印鑑))。 | 1. 印鑑登録証明書(原本)<br>2. 印鑑<br>3. 印鑑返却申請書<br><b>(※規定書類ではないが、実務上要求される)</b>   | 省・市レベルの公安局<br><br>(手続き完了後、公安局は印鑑返却済証明書を発行) |
| 6    | 計画投資局企業登録部への清算申告書提出                                | 1. 清算申告書<br>2. 資産清算申告書、貸主および弁済金額一覧表(清算決定書の発行日後における税務機関・社会保険機関・労働者に対するの債務を含むもの)<br>3. 印鑑および印鑑証明書若しくは公安署より発行された印鑑返却済み証明書<br>4. 企業登録証明書(原本)<br>所在地の所轄によって、社会保険機関からの社会保険料納付済み確認書、税関からの関税納付済み確認書、税務局からの税コード閉鎖確認書若しくは税金納付済み確認書の追加提出が必要となる場合がある。 | 企業登録部                                      |
| 7    | 会社の投資案件清算申告書の提出                                    | ① 投資案件清算決定書<br>② 投資案件精算通知書(契約、定款または投資案件の実施期間満了による場合。当該契約、定款または投資家決定書を通知書に添付し提出する)<br>③ 投資登録証明書(原本)<br>所在地の管轄によって、社会保険機関からの社会保険料納付済み確認書、税関からの関税納付済み確認書、税務署からの税コード閉鎖確認書若しくは税金納付済み確認書の追加提出が必要となる場合がある。                                       | 計画投資局の投資部<br>または工業団地管理委員会                  |
| 8    | 銀行口座閉鎖の手続き<br>(銀行への確認が必要)                          | 各銀行に確認が必要。  | 銀行   |